

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報の公表

令和8年7月31日公表

特定事業主名：新潟県（知事部局等）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1	%
全職員	81.3	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.0	%
本庁課長相当職	98.6	%
本庁課長補佐相当職	99.2	%
本庁係長相当職	96.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	100.0	%
31～35年	95.1	%
26～30年	95.4	%
21～25年	92.8	%
16～20年	90.4	%
11～15年	92.8	%
6～10年	90.6	%
1～5年	95.9	%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- 「知事部局等」には、議会事務局、各行政委員(会)、企業局が含まれる。
 - 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員が含まれる。
 - 性別による給与制度上の差異は設けておらず、全職員に同一の基準を適用している。
 - 男性の給与に対する女性の給与の割合が低いことについて、次の理由が挙げられる。
 - 【任期の定めのない常勤職員】
 - ・ 女性職員の平均年齢が男性より 4.4 歳低く、平均勤続年数も 3.9 年低いため、給料月額が低い。(平均年齢:男性 45.2 歳、女性 40.8 歳、平均勤続年数:男性 21.4 年、女性 17.5 年)
 - ・ 扶養手当や寒冷地手当については、男性の方が世帯主として受給する割合が高い。
 - ・ 時間外勤務手当については、男性の方が時間外勤務の時間が多い傾向にある。
 - 【任期の定めのない常勤職員以外の職員】
 - ・ 職員構成について、男性は平均支給額が高い再任用職員の割合が多く、女性は平均支給額が低い会計年度任用職員の割合が多い。
 - 【全職員】
 - ・ 男女別の職員構成比をみると、「任期の定めのない常勤職員」と比べて給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、男性 19.6%に対し、女性は 39.3%と割合が多く、女性の平均支給額を押し下げている。
 - 令和6年度との比較及び変動要因の分析は、次のとおりである。
 - 【任期の定めのない常勤職員以外の職員】 令和6年度:88.6% → 令和7年度 96.1%(+7.5 ポイント)
 - ・ 女性の多い一般職の会計年度任用職員(男性の 7.5%、女性の 47.4%)の給与改定率が、男性の多い再任用職員(男性の 27.2%、女性の 2.0%)の給与改定率を大きく上回ったため。
(会計年度任用職員(一般)の改定率:6.3%、再任用職員(行政職3級)の改定率:3.2%)
- (注)本情報は、男性・女性の職員数や年齢構成の違いなどを考慮せず、職務・職責や勤務実績等が大きく異なる職員についても一律の条件に基づき平均額を算出し、比較したものであるため、各数値を評価する際には留意が必要である。

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報の公表

令和8年7月31日公表

特定事業主名： 病院局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	56.1%
全職員	59.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	66.9%
本庁課長相当職	66.0%
本庁課長補佐相当職	60.2%
本庁係長相当職	101.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.4%
31～35年	94.4%
26～30年	78.1%
21～25年	73.4%
16～20年	65.1%
11～15年	70.1%
6～10年	52.1%
1～5年	57.7%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・医師の男女比が約8：2であり、役職段階別・勤続年数別で見ても男性の給与水準が高くなっている。（本庁係長相当職に医師は含まれていない）
- ・また、勤続年数別でも、医師は採用から退職の期間が短いため、勤続年数が短い方が相対的に男女の給与の差異が大きくなっている。